

証券コード 462A
(発送日) 2026年1月14日
(電子提供措置の開始日) 2026年1月7日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目29番11号
株式会社FUNDINNO
代表取締役CEO 柴原 祐喜

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.fundinno.com/ir/stock/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

「銘柄名（会社名）」に「FUNDINNO」又は「コード」に当社証券コード「462A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年1月29日(木曜日) 午前10時30分
(受付開始は午前10時00分の予定です。)
2. 場 所 東京都港区芝五丁目31番19号 ラウンドクロス田町2階
ビジョンセンター田町 会議室A、B
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第10期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期(2024年11月1日から2025年10月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

以 上

~~~~~.

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

2024年11月1日から

2025年10月31日まで

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループを取り巻く未上場株式市場においては、政府の「スタートアップ育成5か年計画」により、2027年に投資額を10倍の10兆円規模とする目標が掲げられ、規制緩和や税制優遇によって投資環境の整備が進んでいます。2024年にスタートアップが調達した資金総額は8,748億円と前年同期比で増加しており（出所：Japan Startup Finance 2025上半期）、リスクマネー供給量は増加傾向にあります。また、市場仲介者を通じた資金調達額も、2027年度までに1,800億円とすることが目標設定されています（出所：日本証券業協会「スタートアップ企業等への成長資金供給等に関する懇談会報告書（2025年9月報告）」）。さらに、2030年からの東証グロース市場の上場維持基準厳格化（上場後5年で時価総額100億円）

（出所：東京証券取引所「グロース市場の上場維持基準の見直し等の概要」（2025年9月26日））に伴い、上場準備期間が長期化し、成長のための追加資金調達ニーズや、未上場株式を保有する株主の流動性確保ニーズがますます高まると考えております。

このような環境の中、当社グループは、「フェアに挑戦できる、未来を創る。」をビジョンとして、スタートアップ企業へのリスクマネーの供給量、投資家と未上場企業との間の情報の非対称性、未上場株式の乏しい流動性など、未上場株式市場を取り巻く課題の解決と未上場株式市場の拡大に取り組んでいます。

2025年10月期から2027年10月期までの3か年においては、GMV（流通取引総額）の拡大に取り組んでおり、未上場企業の投資調達額の増大を図っております。当連結会計年度においては、特に特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」による大型資金調達支援に注力し、プライマリー領域におけるGMV（流通取引総額）の拡大に努めました。その結果、当第4四半期会計期間におけるGMV（流通取引総額）は31.7億円となり、当連結会計年度におけるGMV（流通取引総額）は129.5億円となりました。

※GMV（流通取引総額）：

プライマリー領域における資金調達及びセカンダリー領域における売出しの成約額

以上の結果、プライマリー領域におけるGMV（流通取引総額）拡大に伴い、発行者からの資金調達に関する手数料収入が順調に増加し、また、費用の増加は限定的であることから、当連結会計年度の業績は、営業収益は2,501,057千円（前期比111.1%増）、純営業収益は2,259,719千円（前期比160.1%増）、営業利益は213,722千円（前期は営業損失1,059,168千円）、経常利益は211,363千円（前期は経常損失1,076,010千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は395,689千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,421,647千円）となりました。

なお、当社グループは、「未上場企業エクイティプラットフォーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

当連結会計年度における主な取り組みは以下のとおりであります。

#### (a) 特定投資家数と投資家層の拡大

特定投資家の増加を重要なKPIとして、投資ポテンシャルの拡大を図っております。

「FUNDINNO PLUS+」は特定投資家ののみが投資することが認められており、「FUNDINNO PLUS+」での資金調達の成約の蓋然性を高め、GMV（流通取引総額）の拡大を図るために特定投資家の増加が必要です。特に当社のプラットフォームに登録し、当社サービスに理解の深い一般投資家がさらなるサービス利用を求めて特定投資家登録へ転換することが当

社の特徴であり強みであります。

当連結会計年度においては、引き続き一般投資家の特定投資家への転換を促進するとともに、条件を満たす富裕層などへの訴求や営業を行った結果、特定投資家は611名増加し、累計で1,622名となりました。

また、2025年7月に三菱UFJアセットマネジメント株式会社と投資信託への未上場株式の組み入れを目指す共同検証を開始するなど、未上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に関する新たな取組みを始めております。この取組みは、将来的に新たな投資家層の開拓やセカンダリーマーケットの流動性向上に繋がり、さらなるGMV（流通取引総額）の拡大の橋頭堡となります。

(b) 販売チャネルと投資家層の拡大

当連結会計年度において、「FUNDINNO PLUS+」の販売チャネルの拡大に取り組んでおります。「FUNDINNO PLUS+」については、株式投資型クラウドファンディングで規制されている対面営業が可能であり、投資家に対するよりきめ細かい営業が可能です。そのため、投資家営業人員の採用に加えて、パートナー企業の開拓と連携により、販売チャネルの拡大に努めました。

(c) 発行体営業

「FUNDINNO PLUS+」は株式投資型クラウドファンディングと異なり募集金額に上限がないため、レイターステージの企業など、より大きな金額の資金調達ニーズにこたえております。トップ営業に加えて、他社（ベンチャーキャピタルやコーポレートベンチャーキャピタル、金融機関など）との連携を図るなどして、安定的な大型案件の獲得に努めています。なお、当連結会計年度において、1社で累計18億円を超える案件を含め、複数の10億円を超える資金調達支援を行いました。

② 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

③資金調達の状況

当連結会計年度中に実施をした資金調達状況は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 発行日         | 調達方法      | 発行株式数    | 調達額     |
|-------------|-----------|----------|---------|
| 2024年12月31日 | 有償第三者割当増資 | 50,000株  | 50,000  |
| 2025年1月23日  | 有償第三者割当増資 | 100,000株 | 100,000 |
| 合計          |           | 150,000株 | 150,000 |

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                                      | 第7期<br>(2022年10月期) | 第8期<br>(2023年10月期) | 第9期<br>(2024年10月期) | 第10期<br>当連結会計年度<br>(2025年10月期) |
|-----------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
| 営業収益(千円)                                | -                  | 600,487            | 1,184,805          | 2,501,057                      |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                   | -                  | △1,430,083         | △1,076,010         | 211,363                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | -                  | △1,433,922         | △1,421,647         | 395,689                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | -                  | △78.04             | △65.98             | 17.35                          |
| 総資産(千円)                                 | -                  | 4,694,216          | 4,609,669          | 5,426,528                      |
| 純資産(千円)                                 | -                  | 4,358,484          | 4,265,237          | 4,842,127                      |
| 1株当たり純資産(円)                             | -                  | 204.69             | 188.54             | 210.43                         |

- (注) 1. 当社では第10期より連結計算書類を作成しております。第8期及び第9期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、監査法人アヴァンティアの監査を受けた連結財務諸表の数字を参考に記載しておりますが、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。また、当社は第8期より連結財務諸表を作成しておりますので、第7期の状況は記載しておりません。
2. 第8期及び第9期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                           | 第7期<br>(2022年10月期) | 第8期<br>(2023年10月期) | 第9期<br>(2024年10月期) | 第10期<br>当事業年度<br>(2025年10月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 営業収益(千円)                     | 666,917            | 582,270            | 1,175,487          | 2,474,149                    |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)        | △1,054,961         | △1,390,458         | △1,043,048         | 209,358                      |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)      | △1,057,576         | △1,394,521         | △1,463,048         | 394,114                      |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △67.24             | △75.89             | △67.90             | 17.28                        |
| 総資産(千円)                      | 3,117,786          | 4,729,813          | 4,605,089          | 5,419,630                    |
| 純資産(千円)                      | 2,686,249          | 4,397,885          | 4,263,237          | 4,838,552                    |
| 1株当たり純資産(円)                  | 57.59              | 206.54             | 188.46             | 210.28                       |

- (注) 1. 第8期及び第9期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、監査法人アヴァンティアの監査を受けた財務諸表の数字を参考に記載しておりますが、会社法第436条第2項第1号に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 第8期及び第9期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）並びに同規則第46条及び第68条の規定

に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

3. 第7期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人アヴァンティアの監査及び会社法第436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。

#### （3）重要な親会社及び子会社の状況（2025年10月31日現在）

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                 | 資本金     | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------|---------|----------|---------|
| 株式会社FUNDINNO GROWTH | 5,000千円 | 100.0%   | 人材紹介事業  |

#### （4）対処すべき課題

当社グループが、経営戦略等を着実に実行していくうえで、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下のとおりであると認識しております。

- ① 流通取引総額（GMV）の拡大  
当社グループは「未上場企業エクイティプラットフォーム」を運営しており、プライマリー領域、グロース領域、セカンダリー領域から構成され、その中で投資家やスタートアップ企業の資金循環を構築しております。流通取引総額（GMV）はプライマリー領域の成約金額とセカンダリー領域の売買金額であり、その拡大を図るため、以下の課題に取り組んでおります。

(a) 特定投資家の継続的な獲得

流通取引総額（GMV）の拡大において、特定投資家の継続的な獲得を行っていく必要があります。流通取引総額（GMV）の拡大においては、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」が牽引しており、より多くの特定投資家を獲得するため、個人投資家のみならず法人投資家や機関投資家、さらには海外投資家の取込みを行っていく必要があります。

(b) 発行体の継続的な獲得

流通取引総額（GMV）は、成約金額であることから、それを拡大するためには、当社のプラットフォームを利用して資金調達をするスタートアップ企業を継続的に獲得する必要があります。特に、特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）を活用した「FUNDINNO PLUS+」のターゲットであるレイターステージのスタートアップ企業の獲得が重要と考えております。

(c) 認知度の向上

流通取引総額（GMV）の拡大をしていくために、投資家及びスタートアップの双方に対して、当社グループの事業及びサービスの認知度を向上させる必要があると認識しております。投資家に対しては、投資ポートフォリオに組み込まれ得るさまざまな投資商品の1つに未上場株式があることや当該未上場株式を売却する機会が存在することを訴求し、スタートアップに対しては、資金調達が可能なプラットフォームがあることや資金調達後のグロースを支援するサービスを提供していることを訴求していく必要があります。また、ベンチャーキャピタル等の従来型の資金調達との違い、メリット・デメリット等を正しく浸透させていく必要があります。

## ② 収益力の向上

当社グループは創業以来、営業損失を計上してきましたが、2025年10月期第3四半期連結累計期間において、営業利益を計上いたしました。今後も継続して営業利益を計上するため、以下の課題に取り組んでおります。

### (a) 管理会計の強化

当社グループにおいて、収益力を向上させていくために管理会計の強化に継続的に取り組んでいく必要があると認識しております。先行指標となるKPI管理やサービスごとの収益管理の仕組みを強化していくことが重要と考えております。

### (b) 固定費の抑制と内部管理体制の強化

当社グループにおいて、安定的に利益を出していくためには、固定費の抑制が重要と考えております。特に人件費は当社グループの売上原価と販売費及び一般管理費の合計の多くを占めており、AIやDXを活用した業務の効率化や省力化に取り組んでいく必要があり、また、その他の費用に関してもROIの検証を行いながら最適な支出となるよう管理し、損益分岐点を抑制的にコントロールしていくことが重要であります。

## ③ データの利活用

当社グループには、投資家やスタートアップ企業の属性データ、不成立を含めたトランザクションデータ、資金調達後の資金状況や財務情報等が継続して蓄積されております。これらのデータを基にプラットフォームを進化させ、また、成長性の高いスタートアップ企業の見極めやその成長支援、新サービスや新規事業の開発等に取り組んでまいります。

## ④ リスク管理やコンプライアンス体制の強化

当社グループの事業の継続的な発展を実現させるためには、金融インフラを提供する第一種金融商品取引業者として、社会的責任と公共性の高さを認識し、リスク管理やコンプライアンス体制を継続的に強化することが重要と考えております。当社グループは、リスク管理委員会やコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会の各委員会により、複合的にリスク管理とコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。今後も、より強固なリスク管理とコンプライアンス体制の整備・強化・見直しを行ってまいります。

## ⑤ 優秀な人材の確保とAIの活用

①から④までの課題に対処するために、優秀な人材の確保が必要です。経営戦略や事業運営を遂行するため、経営方針や経営戦略に共感し、専門的な知識や経験を備えた人材を採用すると同時に、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要であると認識しております。

一方で、AIなどの活用を推進して効率化を図ることも必要と考えております。ハイタッチでクライアントに接する業務と、労働集約的に対処する業務に分類し、後者はAIなどを活用したDX化を促進してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

| 事業区分                     | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 未上場企業エクイティ<br>プラットフォーム事業 | 当社グループが展開する未上場企業エクイティプラットフォーム事業は、「プライマリー領域」「グロース領域」「セカンダリー領域」から構成され、これらにより、リスクマネーの循環サイクルを実現しております。プライマリー領域において、投資家からスタートアップへの資金供給／スタートアップの資金調達が行われ、グロース領域において、資金調達したスタートアップに対して経営支援や成長支援を行い、セカンダリー領域において、未上場株式を保有する法人や個人の投資家に対して売却機会を提供しております。投資回収した資金を投資家が再びスタートアップへ投資することを繰り返すことで、リスクマネーの循環サイクルを創出しております。 |

(6) 主要な営業所 (2025年10月31日現在)

① 当社

|   |   |       |
|---|---|-------|
| 本 | 社 | 東京都港区 |
|---|---|-------|

② 子会社

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 株式会社 FUNDINNO<br>GROWTH | 東京都港区 |
|-------------------------|-------|

(7) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分                 | 従業員数       | 前連結会計年度末比<br>増減 |
|----------------------|------------|-----------------|
| 未上場企業エクイティプラットフォーム事業 | 124 (10) 名 | 9名増 (17名減)      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは未上場企業エクイティプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 121 (10) 名 | 9名増 (17名減) | 39.9歳 | 2年10ヶ月 |

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託社員及び契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は最近1年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年10月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、翌連結会計年度の2025年12月5日、東京証券取引所グロース市場へ新規上場いたしました。これに伴い、同日付で公募増資による新株発行(87,700株)を行い、資本金が25,012千円、資本準備金が25,012千円増加いたしました。また、2026年1月7日には、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資の払込みが行われ、新株発行(374,800株)（上限）により、資本金が106,892千円（上限）、資本準備金が106,892千円（上限）増加する予定であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 91,000,000株
- ② 発行済株式の総数 23,009,201株
- ③ 株主数 243名
- ④ 大株主

| 株 主 名             | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------|-----------|-------------|
| 株式会社 J C C        | 4,786,666 | 20.80       |
| 松井 宏記             | 1,136,920 | 4.94        |
| 平石 智紀             | 865,000   | 3.75        |
| i-Lab5号投資事業有限責任組合 | 840,000   | 3.65        |
| 株式会社岡三証券グループ      | 625,000   | 2.71        |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社     | 625,000   | 2.71        |
| 松岡 司              | 483,256   | 2.10        |
| 藤井 優紀             | 432,315   | 1.87        |
| HFA7号投資事業有限責任組合   | 300,000   | 1.30        |
| 第一生命保険株式会社        | 256,410   | 1.11        |

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

|                        | 第2回新株予約権                                                                                                  | 第4回新株予約権                                                                                                  | 第5回新株予約権                                                                                                  |                                                  |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2017年7月12日                                                                                                | 2018年3月23日                                                                                                | 2018年4月27日                                                                                                |                                                  |
| 新株予約権の数                | 82,000個                                                                                                   | 25,000個                                                                                                   | 29,000個                                                                                                   |                                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 82,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                            | 普通株式 25,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                            | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                            |                                                  |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       |                                                  |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり<br>130円（1株当たり<br>130円）                                                                         | 新株予約権1個当たり<br>390円（1株当たり<br>390円）                                                                         | 新株予約権1個当たり<br>390円（1株当たり<br>390円）                                                                         |                                                  |
| 権利行使期間                 | 自 2019年8月1日<br>至 2027年5月31日                                                                               | 自 2020年8月1日<br>至 2027年5月31日                                                                               | 自 2020年8月1日<br>至 2027年5月31日                                                                               |                                                  |
| 行使の条件                  | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 |                                                  |
| 役員の保有状況                | 取締役                                                                                                       | 新株予約権の数<br>16,000個<br>目的となる株式数<br>16,000株<br>保有者1名                                                        | —                                                                                                         | 新株予約権の数<br>6,000個<br>目的となる株式数<br>6,000株<br>保有者1名 |
|                        | 社外取締役                                                                                                     | —                                                                                                         | 新株予約権の数<br>10,000個<br>目的となる株式数<br>10,000株<br>保有者1名                                                        | —                                                |
|                        | 監査役                                                                                                       | —                                                                                                         | —                                                                                                         | —                                                |

|                        | 第6回新株予約権                                                                                                  | 第7回新株予約権                                                                                                  | 第8回新株予約権                                                                                                  |                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  | 2020年1月10日                                                                                                | 2020年1月30日                                                                                                | 2021年1月29日                                                                                                |                                                       |
| 新株予約権の数                | 372,000個                                                                                                  | 320,000個                                                                                                  | 824,000個                                                                                                  |                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 372,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                           | 普通株式 320,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                           | 普通株式 824,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                           |                                                       |
| 新株予約権の払込金額             | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       |                                                       |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり<br>390円（1株当たり<br>390円）                                                                         | 新株予約権1個当たり<br>390円（1株当たり<br>390円）                                                                         | 新株予約権1個当たり<br>500円（1株当たり<br>500円）                                                                         |                                                       |
| 権利行使期間                 | 自 2022年2月1日<br>至 2029年1月29日                                                                               | 自 2022年3月1日<br>至 2030年1月29日                                                                               | 自 2023年6月1日<br>至 2031年1月28日                                                                               |                                                       |
| 行使の条件                  | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 |                                                       |
| 役員の保有状況                | 取締役                                                                                                       | 新株予約権の数<br>70,000個<br>目的となる株式数<br>70,000株<br>保有者 1名                                                       | 新株予約権の数<br>220,000個<br>目的となる株式数<br>220,000株<br>保有者 4名                                                     | 新株予約権の数<br>490,000個<br>目的となる株式数<br>490,000株<br>保有者 4名 |
|                        | 社外取締役                                                                                                     | 新株予約権の数<br>60,000個<br>目的となる株式数<br>60,000株<br>保有者 1名                                                       | 新株予約権の数<br>40,000個<br>目的となる株式数<br>40,000株<br>保有者 1名                                                       | 新株予約権の数<br>20,000個<br>目的となる株式数<br>20,000株<br>保有者 1名   |
|                        | 監査役                                                                                                       | 新株予約権の数<br>2,000個<br>目的となる株式数<br>2,000株<br>保有者 1名                                                         | —                                                                                                         | —                                                     |

|                        |       | 第9回新株予約権                                                                                                  | 第16回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |       | 2022年5月20日                                                                                                | 2025年1月17日                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の数                |       | 798,000個                                                                                                  | 1,080,000個                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 798,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                           | 普通株式1,080,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価値 |       | 新株予約権1個当たり<br>500円（1株当たり<br>500円）                                                                         | 新株予約権1個当たり<br>1,000円（1株当たり<br>1,000円）                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 権利行使期間                 |       | 自 2024年9月1日<br>至 2032年1月27日                                                                               | 自 2027年1月21日<br>至 2034年1月25日                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 行使の条件                  |       | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。 | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から1年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつを行使することができる旨のベスティング条項があります。但し、当社の取締役会において、当該個数制限にかかるわらず、本新株予約権の行使を認める旨を決定した場合はこの限りではありません。 |
| 役員の保有状況                | 取締役   | 新株予約権の数<br>350,000個<br>目的となる株式数<br>350,000株<br>保有者 4名                                                     | 新株予約権の数<br>400,000個<br>目的となる株式数<br>400,000株<br>保有者 2名                                                                                                                                                                                                                                  |
|                        | 社外取締役 | 新株予約権の数<br>80,000個<br>目的となる株式数<br>80,000株<br>保有者 1名                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                        | 監査役   | —                                                                                                         | —                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                        | 第16回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 発 行 決 議 日              | 2025年1月17日                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新 株 予 約 権 の 数          | 1,080,000個                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式1,080,000株<br>(新株予約権1個につき1株)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に関して出資される財産の価値 | 新株予約権1個当たり<br>1,000円(1株当たり<br>1,000円)                                                                                                                                                                                                                                                |
| 権 利 行 使 期 間            | 自 2027年1月21日<br>至 2034年1月25日                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 行 使 の 条 件              | 本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の25%を行使することができ、その時点から1年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の25%ずつを行使することができる旨のベディング条項があります。但し、当社の取締役会において、当該個数制限にかかわらず、本新株予約権の行使を認める旨を決定した場合はこの限りではありません。 |
| 従 業 員 の 状 況            | 新株予約権の数<br>684,000個<br>目的となる株式数<br>684,000株<br>交付者41名                                                                                                                                                                                                                                |

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（2025年10月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                              |
|----------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役    | 柴原 祐喜 | C E O<br>指名・報酬委員<br>株式会社 J C C 代表取締役                                                                                      |
| 代表取締役    | 大浦 学  | C O O<br>株式会社 J C C 代表取締役<br>株式会社 F U N D I N N O G R O W T H 代表取締役                                                       |
| 取締役      | 二又 浩  | 内部管理統括責任者                                                                                                                 |
| 取締役      | 布施 知芳 | レギュレーション本部長                                                                                                               |
| 取締役      | 守屋 実  | 指名・報酬委員<br>株式会社守屋実事務所 代表取締役<br>株式会社ガラパゴス 取締役<br>株式会社リヴェラウェア 取締役<br>VALT JAPAN 株式会社 取締役<br>ドクターメイト株式会社 取締役<br>株式会社トヨコー 取締役 |
| 取締役      | 森 亮介  | 指名・報酬委員長<br>GO 株式会社 執行役員 CFO                                                                                              |
| 監査役（常勤）  | 森田 均  | チューリッヒ生命保険株式会社 監査役                                                                                                        |
| 監査役      | 金井 重高 | 金井公認会計士事務所 代表<br>株式会社さくらさくプラス 監査役<br>株式会社 Macbee Planet 取締役（監査等委員）                                                        |
| 監査役      | 森田 亮介 | 森田亮介公認会計士事務所 代表<br>株式会社小鍛冶組 監査役<br>森田法律会計事務所 代表                                                                           |

- (注) 1. 守屋実氏及び森亮介氏は社外取締役であります。森田均氏、金井重高氏、森田亮介氏は社外監査役であります。
2. 監査役金井重高氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 監査役森田亮介氏は、公認会計士の資格を有し、財務・会計に関する相当程度の知識を有しており、また、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知識を有しております。
4. 当社は、守屋実氏、森亮介氏、森田均氏、金井重高氏、森田亮介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役森田亮介氏は、2025年1月24日付で当社取締役に就任しております。
6. 平石智紀氏は、2025年1月24日付で当社取締役を退任し、同日付で当社執行役員に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等  
該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

(a) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年8月15日に、社外取締役を委員長とし、社外取締役が過半数を占める諮問委員会としての指名・報酬委員会を設置し、報酬決定の客観性、透明性及び公正性を確保する体制を整備いたしました。取締役の報酬制度に関する方針や各取締役の報酬水準、個人別の報酬額などについて、取締役会は指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもって決定してまいります。監査役の報酬は監査役の協議を経て決定しております。

なお、指名・報酬委員会を設置するまでは、代表取締役が評価を行い、評価結果と根拠を示して社外取締役と協議し、取締役会にて個人別の報酬額を決定しております。

(b) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額(千円)         | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |          | 対象となる役員の員数(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|---------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績運動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 62,400<br>(5,900)  | 62,400<br>(5,900)  | -<br>(-) | -<br>(-) | 7<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,000<br>(10,000) | 10,000<br>(10,000) | -<br>(-) | -<br>(-) | 3<br>(3)      |
| 合計               | 72,400<br>(15,900) | 72,400<br>(15,900) | -<br>(-) | -<br>(-) | 10<br>(5)     |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 2019年1月30日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額は年額500,000千円以内（決議時点における取締役の員数7名）、監査役の報酬限度額は年額100,000千円以内（決議時点における監査役の員数3名）とそれぞれ決議されております。  
3. 上表には2025年1月24日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

⑥ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・社外取締役守屋実氏は、株式会社守屋実事務所の代表取締役、株式会社ガラパゴスの取締役、株式会社リヴェラウェアの取締役、VALT JAPAN 株式会社の取締役、ドクターメイド株式会社の取締役、株式会社トヨコーの取締役であります。これらの兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・社外取締役森亮介氏は、GO 株式会社の執行役員 CFO であります。当社は同社のサービスを利用しておりますが、兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役森田均氏は、チューリッヒ生命保険株式会社の監査役であります。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役金井重高氏は、金井公認会計士事務所の代表、株式会社さくらさくプラスの監査役、株式会社 Macbee Planet の取締役（監査等委員）であります。2025年10月31日時点で株式会社 Macbee Planet は当社の株式を保有しておりますが、それ以外の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
- ・社外監査役森田亮介氏は、森田亮介公認会計士事務所の代表、株式会社小鍛冶組の監査役、森田法律会計事務所の代表であります。これらの兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(b) 当事業年度における主な活動状況

| 区分      | 氏名    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                                            |
|---------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役     | 守屋 実  | 当事業年度に開催された取締役会20回全てに出席いたしました。<br>スタートアップ企業の取締役として新規事業立上げや事業戦略を中心とした経営全般に数多く関わっており、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。 |
| 取締役     | 森 亮介  | 当事業年度のうち2025年1月24日に就任して以降開催された取締役会16回全てに出席いたしました。<br>外資系金融機関勤務及び保険会社の会社経営を経た豊富な知識と経験があり、その専門知識と経験を活かした、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。           |
| 監査役（常勤） | 森田 均  | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>大手企業の代表取締役として経営全般に関する豊富な知識と経験があり、また、リスク管理・ガバナンス・コンプライアンスに関する深い知見や監査役としての経験も有しているため、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。                                          |
| 監査役     | 金井 重高 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的な知見や監査法人での豊富な監査経験、さらには証券会社での勤務経験と金融・証券業界に関する知識を有しているため、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。                                             |
| 監査役     | 森田 亮介 | 当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会15回全てに出席いたしました。<br>公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的な知識と経験があり、また、弁護士の資格を有し、会社法務全般に関する豊富な知識と経験があり、監査役としての経験もあるため、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行いました。                                        |

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### 3. 会計監査人の状況

(1) 名称 鹿児島県監査法人アヴァンティア

## (2) 報酬等の額

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 16,960千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,380千円 |

(注) 1. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務、SOC2保証報告書の作成業務等を委託しております。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会や経営会議などの重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限要領に基づいて決裁した文書など、取締役の職務執行に係る情報は法令ならびに諸規程の定めるところにより文書または電磁的媒体に記録し、適切に保管・管理する。
- ・各部署で業務遂行に伴って職務権限要領に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ・これらの情報は、主管部署が情報セキュリティ基本規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施するものとし、取締役、監査役は、これらの文書または電磁的媒体を常時閲覧できる。また、会社は会計監査人の求めに応じて閲覧に協力する。

#### b. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会は、損失の危険の管理に関する「リスク管理規程」などの諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危険の管理を行う。
- ・取締役会は、会社の健全な運営と持続的な事業の発展を確保するため、リスク管理委員会を設置し、会社を取り巻くリスクの特定、評価、対応策の策定、モニタリング並びにリスク管理体制の整備・運用に努め、リスク管理委員会は、定期的にその活動状況を取締役会に報告する。
- ・識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はリスク管理委員会（下部組織である情報セキュリティ委員会及びコンプライアンス推進委員会を含む）が行い、個別のリスクは各部門が行う。
- ・内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、代表取締役に報告する。
- ・不測の事態が発生した場合、リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

#### c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は機動的な職務の執行を目的として法令の範囲内で一部の権限を経営会議に委譲し、取締役会は月に1回及び必要に応じて適宜開催し、経営の重要事項の検討・決議を行い、経営会議は週に1回及び必要に応じて適宜開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定及び業務執行を推進する。
- ・代表取締役は、代表取締役の諮問機関を兼ねる経営会議に重要な意思決定等を諮問し、経営会議の意見を参考にして取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行を行う。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。
- ・取締役会事務局は、取締役会に上程が予定されている議案について、社外取締役及び社外監査役に事前説明を行い、取締役会における議論の活発化・効率化を図る。

#### d. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令や定款、諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、取締役会は、業務執行の決定と取締役及び経営会議の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び経営会議の職務執行の監査を行う。
- ・社外取締役及び社外監査役は、取締役及び経営会議の職務執行状況など経営の管理・監督状況について意見交換を行い、必要がある場合は提言する。
- ・取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行し、内部監査室はこれを監査する。

- ・リスク管理委員会の下部組織としてコンプライアンス推進委員会を設置し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜実施し、法令や社会的規範などの遵守に対する意識の定着・維持・向上を図る。
- ・コンプライアンス推進委員会は、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に識別し、各部門の対応状況をモニタリングし、リスク管理委員会を通じて取締役会にこれを報告すると同時に、必要に応じて各部門を指導する。
- ・内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為などについて、問題の未然防止と早期発見を図り、適切かつ迅速に対応する。

**e. 当社グループにおける業務の適正を確保する体制**

- ・当社は、FUNDINNO グループにおける経営の健全性の確保及び効率性の向上を図るため、当社内に子会社管理の主管部門を定め、必要に応じ子会社に取締役及び監査役を派遣する。当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ・FUNDINNO グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正性の確保のため、子会社は、当社の取締役会及び経営会議にて、子会社の事業運営に関する重要な事項について事前に協議し、当社の取締役会に事業運営の報告を行う。
- ・当社の経営会議、リスク管理委員会及びその下部組織であるコンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ管理委員会は、グループ一体管理を行う。
- ・当社の内部監査室は、子会社の業務の適正性について監査を行う。
- ・その他、この基本方針に定めた事項について、子会社の適切な業務運営に必要な範囲において準用するものとする。

**f. 監査役の職務をその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・監査役会がその職務を補助すべき使用者を求めた場合、会社は監査役会と協議のうえ適切な人材を配置し、監査役会の職務の補助を指示する。
- ・監査役の補助使用者に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用者の属する組織の上長等の指揮命令は受けない。
- ・当該使用者が他部署の使用者を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。
- ・当該使用者の人事異動、人事評価等については、事前に監査役会に説明し、監査役会は必要な場合、変更を申し入れができるものとし、その使用者の取締役からの独立性を確保する。

**g. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ・監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用者に説明を求めることができる。
- ・取締役及び使用者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力する。
- ・取締役及び使用者は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ・当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを規程に明記し、その旨を取締役及び使用者に周知徹底する。

**h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、代表取締役と定期的に又は随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図るものとする。
- ・監査役は、内部監査人と定期的に又は適時情報交換を行い、相互の連携を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。また、会計監査人から会計監査の状況の説明を受けるなど必要な連携を行い、監査役監査の実効性の向上を図るものとする。
- ・監査役の職務執行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図ることができる環境を整備する。
- ・当社は、監査役から職務の執行について必要な費用が請求されたときは、当該請求にかかる費用が監査役の職務の遂行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。また、監査役の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設ける。

#### i. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制の整備を行い、その運用を行う。
- ・財務報告に係る内部統制システムの整備・運用にあたっては、各部門における自己点検及び内部監査室によるモニタリングを継続的に行ってこれを評価し、不備があれば速やかに必要な是正を行う。

#### j. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、不当要求は拒絶することを基本方針とし、これを明文化し社内外に周知する。取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合は速やかに取引を解消する。
- ・反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理及び蓄積を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行うものとする。
- ・反社会的勢力排除に向けて、新規に取引をする際は事前に反社会的勢力排除チェックを行い、継続取引に関しては、1年に1回、すべての取引先の反社会的勢力排除チェックを行うものとする。また、役員の選任時及び従業員の採用時には、事前に反社会的勢力排除チェックを行うものとする。
- ・反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士などの専門家と協力体制を構築し、不当要求が発生した場合、これら専門家と連携し、対応するものとする。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議などの重要な会議の議事録について、社内規程に基づき、適切に保存、管理しております。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理に向けた取組み、課題、問題事象への対応を報告・議論するためリスク管理委員会を毎月開催し、同委員会の下部組織として設置するコンプライアンス委員会及び情報セキュリティ委員会からの報告を受け、その結果を3か月に一回取締役会に報告しております。

#### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当事業年度において取締役会を20回（書面決議による取締役会は含みません。）開催し、取締役会事務局が予定される議案について、社外取締役及び社外監査役に事前説明を行い、取締役会の効率化を図りました。

また、経営会議を原則として週1回開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定を行い、取締役の職務執行の効率化に努めました。

#### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、業務執行の決定と取締役及び経営会議の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び経営会議の職務執行の監査を行い、内部監査室は、2024年11月15日開催の取締役会において承認された「第10期内部監査計画」に基づき、内部監査を行いました。また、取締役及び使用人を対象に、インサイダー取引防止等のコンプライアンス研修を行いました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保する体制

当社は、子会社に取締役及び監査役を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する報告を受け、子会社を含めた内部監査、コンプライアンス研修を行いました。

⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役に対しては、取締役会、経営会議及びリスク管理委員会等を通じて、情報提供を行う他、監査役と代表取締役と定期的に意見交換を行い、内部監査室及び会計監査人との間において定期的または必要に応じて、情報交換を行いました。

## 5. 会社の支配に関する基本方針の内容

会社の支配に関する基本方針については、重要な事項として認識して継続的に検討しておりますが、現時点で具体的な方針及び買収防衛策等は導入しておりません。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、配当原資確保のための収益力を強化し、中長期的には継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、剰余金の配当を行う場合は年1回の配当を期末に行うことを基本方針としておりますが、期末配当の基準日を10月31日、中間配当の基準日を4月30日と定款に定めており、また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。

現時点では、当社グループは成長過程にあると認識しており、内部留保資金は事業の拡充や組織体制整備への投資に充当し、継続的な事業成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。今後、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、株主への利益還元、内部留保、従業員への分配等の最適な割合を検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。最近事業年度においては、上記の理由から配当を実施しておりません。

### 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位 : 千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目               | 金 額        |
|-----------|-----------|-------------------|------------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)            |            |
| 流動資産      | 5,055,205 | 流動負債              | 584,327    |
| 現金及び預金    | 4,497,445 | 預り金               | 165,899    |
| 預託金       | 227,833   | 顧客からの預り金          | 475        |
| 顧客分別金信託   | 227,833   | 募集等受入金            | 142,631    |
| 売掛金       | 13,212    | その他の預り金           | 22,792     |
| 契約資産      | 15,613    | 1年内返済予定の長期借入金     | 1,232      |
| 立替金       | 2,982     | 前受金               | 11,583     |
| 顧客への立替金   | 62        | 買掛金               | 13,159     |
| その他の立替金   | 2,920     | 未払金               | 184,644    |
| 前払費用      | 63,692    | 未払費用              | 68,706     |
| 未収収益      | 224,627   | 未払法人税等            | 3,835      |
| その他       | 11,243    | 未払消費税等            | 133,299    |
| 貸倒引当金     | △1,444    | 賞与引当金             | 1,966      |
| 固定資産      | 371,323   | 固定負債              | 74         |
| 有形固定資産    | 89,031    | その他               | 74         |
| 建物        | 59,409    |                   |            |
| 器具備品      | 29,622    | 負 債 合 計           | 584,401    |
| 無形固定資産    | 20,109    | (純資産の部)           |            |
| ソフトウエア    | 8,494     | 株主資本              | 4,841,863  |
| ソフトウエア仮勘定 | 9,767     | 資本金               | 90,720     |
| その他       | 1,847     | 資本剰余金             | 9,897,757  |
| 投資その他の資産  | 262,182   | 利益剰余金             | △5,146,613 |
| 投資有価証券    | 71        | 新株予約権             | 264        |
| 敷金        | 59,839    |                   |            |
| 長期前払費用    | 2,637     | 純 資 產 合 計         | 4,842,127  |
| 繰延税金資産    | 188,556   |                   |            |
| その他       | 11,077    | 負 債 及 び 純 資 產 合 計 | 5,426,528  |
| 資 产 合 计   | 5,426,528 |                   |            |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

〔2024年11月1日から  
2025年10月31日まで〕

(単位:千円)

| 科 目                    | 金 額       |                  |
|------------------------|-----------|------------------|
| <b>営業収益</b>            |           | <b>2,501,057</b> |
| 受入手数料                  | 2,213,296 |                  |
| その他の営業収益               | 287,760   |                  |
| <b>金融費用</b>            |           | <b>19</b>        |
| <b>売上原価</b>            |           | <b>241,318</b>   |
| <b>純営業収益</b>           |           | <b>2,259,719</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b>      |           | <b>2,045,997</b> |
| 取引関係費                  | 316,214   |                  |
| 人件費                    | 971,051   |                  |
| 不動産関係費                 | 45,334    |                  |
| 事務費                    | 412,814   |                  |
| 減価償却費                  | 12,930    |                  |
| 租税公課                   | 6,898     |                  |
| 貸倒引当金繰入額               | △851      |                  |
| その他                    | 281,604   |                  |
| <b>営業利益</b>            |           | <b>213,722</b>   |
| <b>営業外収益</b>           |           | <b>14,660</b>    |
| 受取利息                   | 8,416     |                  |
| 雑収入                    | 5,768     |                  |
| 講演料収入                  | 475       |                  |
| <b>営業外費用</b>           |           | <b>17,019</b>    |
| 支払手数料                  | 152       |                  |
| 上場関連費用                 | 16,129    |                  |
| その他                    | 736       |                  |
| <b>経常利益</b>            |           | <b>211,363</b>   |
| <b>特別損失</b>            |           | <b>0</b>         |
| 固定資産除却損                | 0         |                  |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |           | <b>211,363</b>   |
| <b>法人税等</b>            |           | <b>△184,325</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税           | 4,156     |                  |
| 法人税等調整額                | △188,482  |                  |
| <b>当期純利益</b>           |           | <b>395,689</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |           | <b>395,689</b>   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結株主資本等変動計算書**

(2024年11月1日から)  
 2025年10月31日まで

(単位：千円)

|                                 | 株主資本     |           |            |           | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------------------|----------|-----------|------------|-----------|-------|-----------|
|                                 | 資本金      | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 株主資本合計    |       |           |
| 当期首残高                           | 100,000  | 9,707,037 | △5,542,303 | 4,264,733 | 504   | 4,265,237 |
| 当期変動額                           |          |           |            |           |       |           |
| 新株の発行                           | 75,000   | 75,000    |            | 150,000   |       | 150,000   |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使)             | 15,720   | 15,720    |            | 31,440    |       | 31,440    |
| 資本金から<br>資本剰余金<br>への振替          | △100,000 | 100,000   |            | -         |       | -         |
| 親会社株主<br>に帰属する<br>当期純利益         |          |           | 395,689    | 395,689   |       | 395,689   |
| 株主資本以外<br>の項目の<br>当期変動額<br>(純額) |          |           |            |           | △240  | △240      |
| 当期変動額合計                         | △9,280   | 190,720   | 395,689    | 577,129   | △240  | 576,889   |
| 当期末残高                           | 90,720   | 9,897,757 | △5,146,613 | 4,841,863 | 264   | 4,842,127 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社FUNDINNO GROWTH

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 4～15年

###### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

###### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

##### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

###### イ. 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を收受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プ

プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定日に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定日までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

#### ロ. 「FUNDOOR」

「FUNDOOR」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUNDOOR」を利用している顧客から月額利用料金を收受しております。また、ODMに係る開発受託料を收受しております。

「FUNDOOR」を利用している顧客に対しては、隨時顧客に対して「FUNDOOR」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、ODMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びODM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

#### ハ. 「FUNDINNO GROWTH」

「FUNDINNO GROWTH」は、顧客の採用業務の支援をするRPO (Recruitment Process Outsourcing)サービスを提供しており、RPOサービスを利用して顧客から月額報酬を收受しております。

人材採用を支援するサービスの履行義務は、顧客に対する求職者の紹介及び採用支援であり、当社グループが紹介した求職者が顧客に入社した時点で、収益を認識しております。また、RPOサービスの履行義務は、顧客に対して採用業務の支援サービスを提供することであり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。

#### 二. 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を收受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点で、収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 一定の期間にわたり認識する収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 進捗度の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益 | 156,223千円 |
| 契約資産                                | 15,613〃   |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

ロ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト総工数における主要な仮定は、契約内容や仕様等の情報に基づきプロジェクトの完了に必要となる工数であります。

ハ. 重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクト総工数の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 188,556千円 |
|--------|-----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性をもとに判断しております。

将来の収益力に基づく課税所得は、経営者によって承認された事業計画に基づいており、当該事業計画の策定においては、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。

主要な仮定はいずれも見積りの不確実性を伴うことから、経営環境の悪化等により、仮定に変更が生じた場合、将来の課税所得の見積りが変動し、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 27,831千円 |
|----------------|----------|

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|---------|----|------------|
| 普通株式（株） | 22,619,201 | 390,000 | -  | 23,009,201 |

（注）普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 150,000株

新株予約権行使による増加 240,000株

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

| 新株予約権の内訳  | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |           |           |           | 当連結会計年度末残高(千円) |
|-----------|------------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|----------------|
|           |                  | 当連結会計年度期首          | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末  |                |
| 第1回新株予約権  | 普通株式             | 168,000            | -         | 80,000    | 88,000    | 264            |
| 第2回新株予約権  | 普通株式             | 116,000            | -         | 34,000    | 82,000    | -              |
| 第3回新株予約権  | 普通株式             | 320,000            | -         | 160,000   | 160,000   | -              |
| 第4回新株予約権  | 普通株式             | 40,000             | -         | 15,000    | 25,000    | -              |
| 第5回新株予約権  | 普通株式             | 64,000             | -         | 35,000    | 29,000    | -              |
| 第6回新株予約権  | 普通株式             | 434,000            | -         | 62,000    | 372,000   | -              |
| 第7回新株予約権  | 普通株式             | 320,000            | -         | -         | 320,000   | -              |
| 第8回新株予約権  | 普通株式             | 866,000            | -         | 42,000    | 824,000   | -              |
| 第9回新株予約権  | 普通株式             | 866,000            | -         | 68,000    | 798,000   | -              |
| 第10回新株予約権 | 普通株式             | 34,000             | -         | 5,000     | 29,000    | -              |
| 第11回新株予約権 | 普通株式             | 1,000              | -         | -         | 1,000     | -              |
| 合計        | —                | 3,229,000          | -         | 501,000   | 2,728,000 | 264            |

(4) 配当に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの主たる業務は、特定投資家向けに有価証券の募集又は売出し等を行う第一種金融商品取引業及び株式投資型クラウドファンディングを通じて未上場株式の募集等を行う第一種少額電子募集取扱業務であります。

これらの事業を行うため、当社グループは、必要な資金調達については金融機関からの借入や第三者割当増資により行う方針としております。また、資金運用については安全性の高い金融資産により運用し、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。なお、顧客分別金信託は、金融商品取引法に基づき当社の固有の財産と分別され信託銀行に信託されていますが、その信託財産は信託法により保全されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の財務状況の悪化等の信用リスクに晒されております。敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、前受金、預り金及び募集等受入金は、いずれも1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で2年後であります。

す。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、社内規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。顧客分別金信託については、信用度が高く、信用力の高い金融機関に信託を行っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち38.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価    | 差 額    |
|---------|----------------|--------|--------|
| 敷金 (*2) | 26,527         | 20,731 | △5,796 |
| 資産計     | 26,527         | 20,731 | △5,796 |

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「契約資産」「顧客分別金信託」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「前受金」「預り金」「募集等受入金」「長期借入金（1年内返済予定分を含む。）」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額33,311千円であります。

(\*3) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分    | 当連結会計年度<br>(2025年10月31日) |
|-------|--------------------------|
| 非上場株式 | 71                       |

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超   |
|--------|-----------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 4,497,445 | -           | -            | -      |
| 売掛金    | 13,212    | -           | -            | -      |
| 契約資産   | 15,613    | -           | -            | -      |
| 預託金    | 227,833   | -           | -            | -      |
| 敷金     | -         | -           | -            | 26,527 |
| 合計     | 4,754,104 | -           | -            | 26,527 |

2. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内  | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|-------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
| 長期借入金 | 1,232 | -           | -           | -           | -           | -   |
| 合計    | 1,232 | -           | -           | -           | -           | -   |

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分  | 時価   |        |      |        |
|-----|------|--------|------|--------|
|     | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 敷金  | -    | 20,731 | -    | 20,731 |
| 資産計 | -    | 20,731 | -    | 20,731 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                            | プライマリー<br>領域 | グロース<br>領域 | セカンダリー<br>領域 | 合計        |
|----------------------------|--------------|------------|--------------|-----------|
| 「FUNDINNO」                 | 478,221      | -          | -            | 478,221   |
| 「FUNDINNO PLUS+」           | 1,735,173    | -          | -            | 1,735,173 |
| 「FUNDOOR」                  | -            | 259,853    | -            | 259,853   |
| 「FUNDINNO GROWTH」          | -            | 26,907     | -            | 26,907    |
| 「FUNDINNO MARKET」          | -            | -          | 901          | 901       |
| 合計                         | 2,213,395    | 286,760    | 901          | 2,501,057 |
| 収益認識の時期                    |              |            |              |           |
| 一時点で移転され<br>るサービス          | 2,213,395    | 34,395     | 901          | 2,248,691 |
| 一定の期間にわたり<br>移転されるサー<br>ビス | -            | 252,365    | -            | 252,365   |
| 合計                         | 2,213,395    | 286,760    | 901          | 2,501,057 |
| 顧客との契約から<br>生じる収益          | 2,213,395    | 286,760    | 901          | 2,501,057 |
| 合計                         | 2,213,395    | 286,760    | 901          | 2,501,057 |
| 外部顧客への営業<br>収益             | 2,213,395    | 286,760    | 901          | 2,501,057 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 17,538  |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 13,212  |
| 契約資産（期首残高）          | 109,823 |
| 契約資産（期末残高）          | 15,613  |

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表計上「売掛金」に含まれております。契約資産は、グロース領域における「FUNDOOR」での一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものであります。

なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格の含まれていない重要な変動対価の金額等はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 210.43円 |
| 1株当たり当期純利益 | 17.35円  |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

### (1) 一般募集による新株式の発行

当社は、2025年12月5日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年10月31日及び2025年11月18日開催の取締役会において、次のとおり新株式の発行を決議し、2025年12月4日に払込が完了いたしました。

|                |                                                                                                |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 募集方法         | : 一般募集 (ブックビルディング方式による募集)                                                                      |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 87,700株                                                                                 |
| ③ 発行価格         | : 1株につき 620円<br>一般募集はこの価格にて行いました。                                                              |
| ④ 引受価額         | : 1株につき 570.40円<br>この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。 |
| ⑤ 資本組入額        | : 1株につき 285.20円                                                                                |
| ⑥ 発行価格の総額      | : 54,374千円                                                                                     |
| ⑦ 払込金額の総額      | : 50,024千円                                                                                     |
| ⑧ 資本組入額の総額     | : 25,012千円                                                                                     |
| ⑨ 払込期日         | : 2025年12月4日                                                                                   |
| ⑩ 資金の使途        | : 採用費及び人件費並びにマーケティング費用にそれぞれ充当する予定                                                              |

### (2) 第三者割当による新株式の発行

当社は、2025年12月5日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2025年10月31日及び2025年11月18日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年1月7日に払込が完了する予定となっております。

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| ① 募集方法         | : 第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出し)       |
| ② 発行する株式の種類及び数 | : 普通株式 374,800株 (上限)              |
| ③ 割当価格         | : 1株につき 570.40円                   |
| ④ 資本組入額        | : 1株につき 285.20円                   |
| ⑤ 割当価格の総額      | : 213,785千円 (上限)                  |
| ⑥ 資本組入額の総額     | : 106,892千円 (上限)                  |
| ⑦ 払込期日         | : 2026年1月7日                       |
| ⑧ 割当先          | : 野村證券株式会社                        |
| ⑨ 資金の使途        | : 採用費及び人件費並びにマーケティング費用にそれぞれ充当する予定 |

## 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位 : 千円)

| 科 目                      | 金 額               | 科 目           | 金 額            |
|--------------------------|-------------------|---------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>            |                   |               |                |
| <b>流動資産</b>              | <b>5,031,902</b>  | <b>流動負債</b>   | <b>581,078</b> |
| 現金及び預金                   | 4,483,013         | 預り金           | 165,884        |
| 預託金                      | 227,833           | 顧客からの預り金      | 475            |
| 顧客分別金信託                  | 227,833           | 募集等受入金        | 142,631        |
| 売掛金                      | 4,534             | その他の預り金       | 22,777         |
| 契約資産                     | 15,613            | 1年内返済予定の長期借入金 | 1,232          |
| 立替金                      | 3,050             | 前受金           | 11,583         |
| 顧客への立替金                  | 62                | 買掛金           | 10,197         |
| その他の立替金                  | 2,988             | 未払金           | 184,529        |
| 前払費用                     | 62,011            | 未払費用          | 70,657         |
| 未収収益                     | 224,627           | 未払法人税等        | 3,800          |
| その他                      | 12,661            | 未払消費税等        | 131,227        |
| 貸倒引当金                    | △1,444            | 賞与引当金         | 1,966          |
| <b>固定資産</b>              | <b>387,728</b>    |               |                |
| <b>有形固定資産</b>            | <b>89,031</b>     |               |                |
| 建物                       | 59,409            |               |                |
| 器具備品                     | 29,622            |               |                |
| <b>無形固定資産</b>            | <b>20,109</b>     |               |                |
| ソフトウエア                   | 8,494             |               |                |
| ソフトウエア仮勘定                | 9,767             |               |                |
| その他                      | 1,847             |               |                |
| <b>投資その他の資産</b>          | <b>278,587</b>    |               |                |
| 投資有価証券                   | 71                |               |                |
| 関係会社株式                   | 16,404            |               |                |
| 敷金                       | 59,839            |               |                |
| 長期前払費用                   | 2,637             |               |                |
| 繰延税金資産                   | 188,556           |               |                |
| その他                      | 11,077            |               |                |
| <b>資 产 合 计</b>           | <b>5,419,630</b>  |               |                |
| <b>(純資産の部)</b>           |                   |               |                |
| <b>株主資本</b>              | <b>4,838,288</b>  |               |                |
| <b>資本金</b>               | <b>90,720</b>     |               |                |
| <b>資本剰余金</b>             | <b>9,897,757</b>  |               |                |
| <b>資本準備金</b>             | <b>9,897,757</b>  |               |                |
| <b>利益剰余金</b>             | <b>△5,150,188</b> |               |                |
| その他利益剰余金                 | △5,150,188        |               |                |
| 繰越利益剰余金                  | △5,150,188        |               |                |
| <b>新株予約権</b>             | <b>264</b>        |               |                |
| <b>純 资 产 合 计</b>         | <b>4,838,552</b>  |               |                |
| <b>負 債 及 び 純 资 产 合 计</b> | <b>5,419,630</b>  |               |                |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)  
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       |                  |
|-------------------|-----------|------------------|
| <b>営業収益</b>       |           | <b>2,474,149</b> |
| 受入手数料             | 2,213,296 |                  |
| その他の営業収益          | 260,853   |                  |
| <b>金融費用</b>       |           | <b>19</b>        |
| <b>売上原価</b>       |           | <b>220,776</b>   |
| <b>純営業収益</b>      |           | <b>2,253,353</b> |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |           | <b>2,044,506</b> |
| 取引関係費             | 314,301   |                  |
| 人件費               | 947,105   |                  |
| 不動産関係費            | 45,334    |                  |
| 事務費               | 412,794   |                  |
| 減価償却費             | 12,930    |                  |
| 租税公課              | 6,873     |                  |
| 貸倒引当金繰入額          | △851      |                  |
| その他               | 306,017   |                  |
| <b>営業利益</b>       |           | <b>208,847</b>   |
| <b>営業外収益</b>      |           | <b>17,530</b>    |
| 受取利息              | 8,386     |                  |
| 雑収入               | 6,607     |                  |
| 講演料収入             | 475       |                  |
| 経営指導料             | 2,060     |                  |
| <b>営業外費用</b>      |           | <b>17,019</b>    |
| 支払手数料             | 152       |                  |
| 上場関連費用            | 16,129    |                  |
| その他               | 736       |                  |
| <b>経常利益</b>       |           | <b>209,358</b>   |
| <b>特別損失</b>       |           | <b>0</b>         |
| 固定資産除却損           | 0         |                  |
| <b>税引前当期純利益</b>   |           | <b>209,358</b>   |
| <b>法人税等</b>       |           | <b>△184,756</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税      | 3,800     |                  |
| 法人税等調整額           | △188,556  |                  |
| <b>当期純利益</b>      |           | <b>394,114</b>   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**株主資本等変動計算書**

〔2024年11月1日から  
2025年10月31日まで〕

(単位:千円)

|                     | 株主資本     |           |           |            |            |           |
|---------------------|----------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
|                     | 資本金      | 資本剰余金     |           | 利益剰余金      |            | 株主資本合計    |
|                     |          | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |           |
| 当期首残高               | 100,000  | 9,707,037 | 9,707,037 | △5,544,303 | △5,544,303 | 4,262,733 |
| 当期変動額               |          |           |           |            |            |           |
| 新株の発行               | 75,000   | 75,000    | 75,000    |            |            | 150,000   |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) | 15,720   | 15,720    | 15,720    |            |            | 31,440    |
| 資本金から資本剰余金への振替      | △100,000 | 100,000   | 100,000   |            |            | -         |
| 当期純利益               |          |           |           | 394,114    | 394,114    | 394,114   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |          |           |           |            |            |           |
| 当期変動額合計             | △9,280   | 190,720   | 190,720   | 394,114    | 394,114    | 575,554   |
| 当期末残高               | 90,720   | 9,897,757 | 9,897,757 | △5,150,188 | △5,150,188 | 4,838,288 |

|                     | 新株予約権 | 純資産合計     |
|---------------------|-------|-----------|
| 当期首残高               | 504   | 4,263,237 |
| 当期変動額               |       |           |
| 新株の発行               |       | 150,000   |
| 新株の発行<br>(新株予約権の行使) |       | 31,440    |
| 資本金から資本剰余金への振替      |       | -         |
| 当期純利益               |       | 394,114   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △240  | △240      |
| 当期変動額合計             | △240  | 575,314   |
| 当期末残高               | 264   | 4,838,552 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則昭和49年11月14日付）に準拠して作成しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記等

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 建物   | 8～15年 |
| 器具備品 | 4～15年 |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」

「FUNDINNO」及び「FUNDINNO PLUS+」では、株式発行による資金調達を行いたい企業に対し、投資家と企業とを繋ぐ当社のプラットフォームの提供を行い、企業が実施した資金調達の成約金額に応じた手数料を收受しております。

その履行義務は、資金調達を実施する企業へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した企業の資金調達が成約した時点において、収益を認識しております。

また、当初の申込期間最終日に目標金額に達し、かつ申込期間の延長をする場合、当初の約定予定日時点における成約金額に応じた手数料を収益認識し、延長後の最終約定期間に当初の約定予定日時点から延長後の最終約定期までの期間の成約金額に応じた手数料を収益認識しております。

##### ② 「FUNDOOR」

「FUNDOOR」は、顧客の株主管理・経営管理をサポートするプラットフォームであり、「FUNDOOR」を利用している顧客から月額利用料金を収受しております。また、ODMに係る開発受託料を収受しております。

「FUNDOOR」を利用している顧客に対しては、隨時顧客に対して「FUNDOOR」を提供することが履行義務であり、当該履行義務は契約期間にわたり充足されるものであることから、顧客との契約期間にわたり収益を認識しております。また、ODMに係る開発受託については、委託されたシステム開発及びODM先への納品が履行義務であり、プロジェクトの進捗に応じて顧客にサービスを提供していると考えられることから、一定期間にわたって履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ 「FUNDINNO MARKET」

「FUNDINNO MARKET」は、未上場株式の売買ができる株式取引プラットフォームであり、企業の株式の売り手となる投資家から売買金額に応じた売買手数料を収受しております。

その履行義務は、株式の売買を行う投資家へのプラットフォームの提供であり、プラットフォームを利用した株式の売買が成立した時点において、収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 一定の期間にわたり認識する収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 進捗度の見積りを伴う一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益 | 156,223千円 |
| 契約資産                                | 15,613〃   |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり充足される履行義務について、期間のごく短い契約を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、プロジェクト原価総額の見積額に対する実際発生原価の割合（原価比例法）で算出しております。

ロ. 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る営業収益の見積りの基礎となるプロジェクト総工数における主要な仮定は、契約内容や仕様等の情報に基づきプロジェクトの完了に必要となる工数であります。

ハ. 重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響

プロジェクト総工数の見積りについて、プロジェクトの進捗に伴い継続的に見直しを行っておりますが、一定の不確実性を伴うことから、翌事業年度の計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 188,556千円 |
|--------|-----------|

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 繰延税金資産の回収可能性」に記載の内容と同一であるため、記載を省略しております。

### (3) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 関係会社株式 | 16,404千円 |
|--------|----------|

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### イ. 算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行うこととしております。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の直近の実績に、事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

##### ロ. 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、事業計画の達成状況や将来の成長率であります。

##### ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しております。関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、関係会社株式の評価損を計上する可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### 有形固定資産の減価償却累計額

|                |          |
|----------------|----------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 27,831千円 |
|----------------|----------|

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

#### 流动資産

|      |          |
|------|----------|
| 立替金  | 67 千円    |
| その他  | 2,126 // |
| 流动負債 |          |
| 未払金  | 1,570 // |
| 未払費用 | 1,980 // |

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

#### 営業取引による取引高

|             |           |
|-------------|-----------|
| 関係会社への人材採用費 | 26,324 千円 |
|-------------|-----------|

#### 営業取引以外の取引による取引高

|              |          |
|--------------|----------|
| 関係会社からの経営指導料 | 2,060 // |
|--------------|----------|

|            |        |
|------------|--------|
| 関係会社からの雑収入 | 840 // |
|------------|--------|

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                           |                |
|---------------------------|----------------|
| 税務上の繰越欠損金                 | 1, 538, 484 千円 |
| 関係会社株式評価損                 | 63, 586〃       |
| 減損損失                      | 43, 832〃       |
| 未確定債務                     | 2, 660〃        |
| フリーレント賃料                  | 1, 912〃        |
| 資産除去債務                    | 1, 461〃        |
| 未払事業所税                    | 874〃           |
| 賞与引当金                     | 602〃           |
| 一括償却資産                    | 233〃           |
| 投資有価証券評価損                 | 72〃            |
| 繰延税金資産小計                  | 1, 653, 720 千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額        | 1, 374, 286〃   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性<br>引当額 | 90, 877〃       |
| 評価性引当額小計                  | 1, 465, 163 千円 |
| 繰延税金資産合計                  | 188, 556 千円    |

法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 210.28円 |
| 1株当たり当期純利益 | 17.28円  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記は、連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## ●監査報告

### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社FUNDINNO  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕晃  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 龍之介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社FUNDINNOの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FUNDINNO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年12月23日

株式会社FUNDINNO  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア  
東京事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 相馬 裕晃  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田中 龍之介

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社FUNDINNOの2024年11月1日から2025年10月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査役全員の一一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月24日

株式会社FUNDINNO 監査役会

常勤監査役 森田 均 ㊞

監 査 役 金井 重高 ㊞

監 査 役 森田 亮介 ㊞

(注) 監査役森田均、金井重高、森田亮介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に規定する社外監査役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、適切な税制の適用や繰越利益剰余金の欠損の解消を通じて財務内容の健全化を図るとともに、将来の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の填補に充当いたします。

なお、本件は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であることから、当社の純資産額に増減はありません。また、払戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様の所有株式数や1株当たり純資産額に影響が生じることはありません。

#### 1. 減少する資本金の額

資本金の額を236,593,000円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 2. 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を10,043,630,024円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

#### 3. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年3月3日（予定）

#### 4. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1. 及び2. の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損填補に充当いたします。

##### ① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,150,188,732円

##### ② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,150,188,732円

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の答申に基づき、経営体制の強化のため、下記のとおり取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、喜多宏介氏及び山岸英樹氏は、新任の取締役候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                        | 所有株式数(株)           |
|-------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 柴原 祐喜<br>(1984年5月31日生) | 2012年5月 EDENZFEEL(株) 設立 代表取締役<br>2015年11月 株日本クラウドキャピタル<br>(現 当社) 設立 代表取締役CEO(現任)<br>2022年4月 株JCC 設立 代表取締役<br>(現任)                                                    | 2,454,833<br>(注) 6 |
| 2     | 大浦 学<br>(1987年8月12日生)  | 2012年5月 EDENZFEEL(株) 設立 取締役<br>2015年11月 株日本クラウドキャピタル<br>(現 当社) 設立 代表取締役COO(現任)<br>2022年4月 株JCC 設立 代表取締役(現任)<br>2024年1月 株FUNDINNO GROWTH 取締役<br>2024年11月 同社 代表取締役(現任) | 2,454,833<br>(注) 6 |
| 3     | 二又 浩<br>(1954年1月2日生)   | 1978年4月 八千代證券(株)(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)) 入社<br>2011年6月 MUSビジネスサービス(株) 監査役<br>2016年1月 株日本クラウドキャピタル<br>(現 当社) 取締役(現任)                                                  | —                  |
| 4     | 布施 知芳<br>(1977年4月20日生) | 2004年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>2018年7月 株日本クラウドキャピタル<br>(現 当社) 入社 執行役員<br>2019年1月 株日本クラウドキャピタル<br>(現 当社) 取締役(現任)                                              | 33,400             |
| 5     | 喜多 宏介<br>(1980年1月9日生)  | 2002年4月 株日本システムディベロメント(現 株NSD) 入社<br>2005年10月 大和証券(株) 入社<br>2006年9月 株フィードフォース(現 フィードフォースグループ(株)) 入社<br>2012年9月 同社 取締役<br>2023年1月 当社 入社 執行役員(現任)                      | 20,000             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                | 所有株式数(株) |
|-------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 6     | もりや 実<br>(1969年5月1日生)    | <p>2010年9月 株守屋実事務所 設立 代表取締役（現任）</p> <p>2017年12月 株日本クラウドキャピタル（現 当社） 取締役（現任）</p> <p>2020年9月 株ガラパゴス 取締役（現任）</p> <p>2022年9月 株リヴェラウェア 取締役（現任）</p> <p>2022年9月 VALT JAPAN株 取締役（現任）</p> <p>2023年2月 ドクターメイト株 取締役（現任）</p> <p>2024年6月 株トヨコ一 取締役（現任）</p> | 25,640   |
| 7     | もり 森 亮介<br>(1984年3月10日生) | <p>2007年4月 ゴールドマン・サックス証券株 入社</p> <p>2012年9月 ライフネット生命保険株 入社</p> <p>2016年1月 同社 執行役員</p> <p>2017年6月 同社 取締役</p> <p>2018年6月 同社 代表取締役社長</p> <p>2025年1月 当社 取締役（現任）</p> <p>2025年7月 GO株入社 執行役員 CSO Co-CFO</p> <p>2025年10月 同社 執行役員 CFO（現任）</p>         | —        |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有株式数(株) |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 8     | やまとぎし<br>山岸 英樹<br>(1967年3月6日生) | <p>1989年4月 日航商事㈱ 入社</p> <p>1996年4月 梶光通信 入社</p> <p>2000年11月 同社 執行役員</p> <p>2002年6月 同社 取締役</p> <p>2005年12月 ㈱HG パートナーズ 設立<br/>代表取締役</p> <p>2007年7月 フロンティア㈱ 設立 代表取締役</p> <p>2009年9月 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング<br/>(現 ㈱NFCホールディングス) 代表取締役</p> <p>2014年12月 ㈱ウェブクルー 取締役</p> <p>2014年12月 ㈱保険見直し本舗 取締役</p> <p>2016年6月 みつばち保険グループ㈱<br/>取締役</p> <p>2017年4月 ㈱Patch 取締役</p> <p>2019年4月 ㈱TSLABO 取締役</p> <p>2019年5月 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング分割準備会社 (現 ㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング) 代表取締役</p> <p>2019年6月 プラス少額短期保険㈱ 取締役</p> <p>2019年6月 ㈱保険見直し本舗 代表取締役</p> <p>2020年1月 ㈱E保険プランニング 代表取締役会長</p> <p>2021年1月 FWD 富士生命保険㈱ (現 FWD生命保険㈱) 代表取締役社長兼CEO</p> <p>2024年2月 FWD生命保険㈱ 代表取締役<br/>社長兼CEO兼CDO</p> <p>2025年1月 同社 顧問</p> | —        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 守屋実氏、森亮介氏及び山岸英樹氏は、社外取締役候補者であります。当社は、守屋実氏及び森亮介氏を株式会社東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、独立役員の指定を継続する予定であります。また、山岸英樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、守屋実氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年1ヶ月、森亮介氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年0ヶ月となります。
3. 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要
- ・守屋実氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はスタートアップ企業の取締役として新規事業立上げや事業戦略を中心とした経営全般に数多く関わっており、会社

経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待したためであります。なお、同氏は当社の株式25,640株及び当社の新株予約権210,000個（210,000株）を所有しておりますが、その他、人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場で関与いただく予定であります。

- ・森亮介氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は外資系金融機関勤務及び保険会社の会社経営を経た豊富な知識と経験があり、その専門知識と経験を活かした、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待したためであります。なお、当社は同氏が執行役員 CFO を務める G0 株式会社のサービスを利用しておますが、その他、当社との間において、人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場で関与いただく予定であります。
  - ・山岸英樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は幅広いビジネスを展開する事業会社において、新規事業の立ち上げや株式上場を推進し、経営してきた経験を有し、企業運営や経営に係る幅広い経験を活かし、当社の戦略策定及び経営判断への助言・提言、業務執行の監督に適しているため、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待したためであります。なお、当社との間において、人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場で関与いただく予定であります。
4. 喜多宏介氏及び山岸英樹氏以外の候補者は現在当社の取締役であり、当社における担当は、事業報告の「2. 会社の現況（3）会社役員に関する事項 ① 取締役及び監査役の状況」（14頁）に記載のとおりであります。
5. 当社は、守屋実氏及び森亮介氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、山岸英樹氏の選任が承認された場合には、同契約を締結する予定であります。
6. 代表取締役 CEO 柴原祐喜氏及び代表取締役 COO 大浦学氏所有株式数には、両者が共同で設立した資産管理会社である株式会社 J C C が保有する株式数のうち、それぞれの同社の持株比率に応じた株式数を含めて記載しております。なお、当該会社は、両者が50：50の出資比率で共同所有しております。

以上

## 定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝五丁目31番19号 ラウンドクロス田町2階  
ビジョンセンター田町 会議室A、B  
TEL 080-3918-8129



### 【交通】

- J R 山手線・京浜東北線 「田町駅西口（三田口）」 より徒歩約5分
- 都営浅草線・三田線 「三田駅（A 3 出口）」 より徒歩約3分